

# 従業員のみなさん!

個人住民税は、もう約9割の方が

## 給与かららくらく納税

納め忘れもなくなって安心ね！

銀行や市町村窓口に納めに行かなくてもいいんだ！

個人住民税は、原則として給与からの差引きによる納税（特別徴収）になっています。

給与所得がある方で、ご自分で納税（普通徴収）されて  
いる方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

※ 既に給与から個人住民税が特別徴収されている方は、これまでの取扱いに変更ありません。

※ 給与が少なく税額を差し引くことができない方、給与の支給が不定期な方など、特別徴収の対象者とならない場合があります。

詳しくは、県内各市町村の個人住民税担当課にお問い合わせください。

県内市町村の個人住民税担当課や制度の詳細については、  
富山県税務課のホームページでもご覧いただけます。

富山県 特別徴収

検索



富山県 県内各市町村

# 従業員の方の個人住民税特別徴収

Q

&

A

## Q1 特別徴収とは何ですか？

**A1** 事業者（給与支払者）が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わり市町村に納入する制度です。  
現在、特別徴収されていない方は、お勤め先の給与担当者にご確認ください。

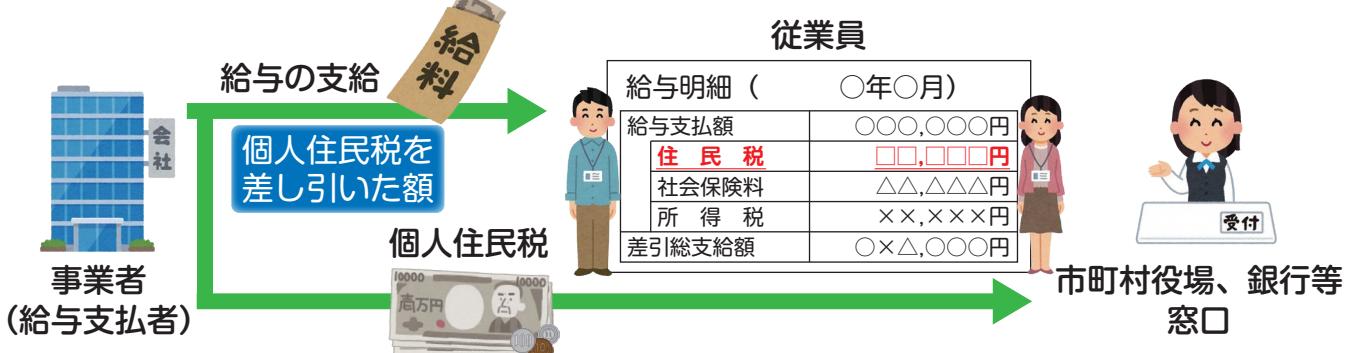
### 普通徴収の場合

従業員自らが、年4回（6月、8月、10月、1月）に分けて、個人住民税を市町村に納める。



### 特別徴収の場合

事業者が、従業員の6月から翌年5月までの各月の給与から個人住民税を差し引き、従業員に代わって市町村に納める。



## Q2 特別徴収にするとどんなメリットがありますか？

**A2** 普通徴収と比べ、①銀行や市町村窓口に出向く必要がなくなります。②年4回の納税が年12回に分割されるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

＜例＞年間税額が24万円の場合、

ご自分で納税する場合

年4回のため、1回あたりの納税額が6万円

毎月給与から差し引く場合

年12回となり、1回あたりの納税額が2万円

## Q3 パートやアルバイト、事業専従者も特別徴収の対象になりますか？

**A3** パート、アルバイト、事業専従者も、毎月給与を受けている方は対象となります。ただし、給与が少なく税額を差し引けない方、給与の支給が不定期の方など、対象とならない場合があります。